

人にやさしい街づくり関係市町村事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関する市町村における事務処理及びこの事務に対する経費として交付する交付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務処理市 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号。以下「事務処理特例条例」という。）別表第12の17の項の下欄に掲げる市
- (2) 経由市町村 事務処理特例条例別表第12の18の項の下欄に掲げる市町村
- (3) 県本庁 愛知県建築局公共建築部住宅計画課
- (4) 県建設事務所 愛知県の建設事務所建築課
- (5) 届出等 条例に係る整備計画の届出、整備計画の変更の届出、適合証の交付の請求、実施状況の報告、取下げ届及び取りやめ届
- (6) 届出者等 届出等を行う者
- (7) 通知書 条例に係る特定施設整備計画の審査結果の通知書及び適合証を交付する旨の通知書（適合証を交付しない旨の通知書を含む。）
- (8) 経由事務件数 当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに県建設事務所において受理した条例に係る特定施設整備計画届出書、適合証交付請求書及び実施状況報告書の件数
- (9) 事務処理市事務件数 当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに事務処理市において受理した条例に係る特定施設整備計画届出書、適合証交付請求書及び実施状況報告書（条例第20条に定める者から提出されたものは除く。）の件数

(市町村の事務)

第3条 経由市町村の長は、事務処理特例条例別表第12の18の項の上欄に掲げる事務を行うものとし、届出等があったときは、別表に掲げる書類が整備されていることを確認するものとする。

- 2 事務処理市の長は、事務処理特例条例別表第12の17の項の上欄に掲げる事務を行うものとし、届出者等が当該届出等を取り下げようとするときは取下げ届（参考様式1）を、工事を取りやめたときは取りやめ届（参考様式2）を提出させることができる。

(書類の調査等)

第4条 経由市町村の長は、前条第1項の書類について、特定施設の名称及び所在地の適否を調査するものとする。

- 2 事務処理市の長は、適合証の交付の請求があったときは、当該請求者の承諾を得て、当該特定施設に立ち入り調査の上審査するものとする。

(書類の送付等)

第5条 経由市町村の長は、第3条第1項の書類の正本及び副本に、受付印を押印し、経由市町村を所管区域とする県建設事務所へ書類を送付するものとする。

2 経由市町村の長は、前項の書類を送付したときは、建設事務所にその旨を連絡するものとする。

(通知書等の交付)

第6条 届出者等に交付する通知書は、原則として届出等の受付をした経由市町村を経由するものとする。

2 経由市町村の長は、前項の規定に基づき県建設事務所から通知書が送付されたときは、届出者等に通知書を交付するものとする。

3 事務処理市の長は、適合証の交付の請求について、第4条第2項の審査の結果、当該請求に係る特定施設について講じた措置が基準に適合していると認めるときは、適合証を交付する旨の通知書(様式2)を添えて適合証を交付するものとし、基準に適合していないと認めるときは、適合証を交付しない旨の通知書(様式3)を交付するものとする。

4 事務処理市の長は、適合証の交付に必要な枚数を年毎にとりまとめのうえ、県本庁へ連絡し、当該枚数の適合証を受領するものとする。

(立入調査等への協力)

第7条 経由市町村の長は、県本庁及び県建設事務所から立入調査等の協力依頼があったときは、協力するものとする。

(通報)

第8条 経由市町村の長は、特定施設の新築等をしようとする者が条例第12条若しくは条例第14条第1項の届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したとき、又は当該届出に係る整備計画の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、県建設事務所へ通報するものとする。

(交付金)

第9条 知事は、市町村長に対して毎年度予算の範囲内で、次に定める金額の交付金を交付するものとする。

(1) 事務処理市事務件数1件ごとに、条例第11条第1項第2号に掲げる小規模特定施設にあつては2,500円以内、その他の特定施設にあつては6,500円以内

(2) 経由事務件数1件ごとに800円以内

(交付金の交付決定及び交付時期)

第10条 交付金の交付決定及び交付時期については、市町村権限移譲交付金交付要綱の第4の規定による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月13日から施行する。

2 改正後の要綱第10条の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年1月1日から平成13年3月31日までの間の特定市事務件数及び経由事務件数に基づく交付金は、改正後の要綱第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第(1)号の規定は、平成14年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

2 平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間の特定市事務件数及び経由事務件数に基づく交付金は、改正後の要綱第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表
条例関係

区 分	書類の名称	添 付 図 書	書類の部数
整備計画の届出 (条例第12条関係)	特定施設整備計画届出書 (規則様式第1)	1 適合状況項目表(規則様式第2) 2 付近見取図 3 配置図(道路又は公園、緑地その他これらに類するものにあつては、平面図) 4 建築物にあつては、各階平面図 5 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書	正本 1部 副本 1部
整備計画の変更の届出 (条例第14条関係)	特定施設整備計画変更届出書 (規則様式第3)	1 適合状況項目表(規則様式第2) 2 付近見取図 3 配置図(道路又は公園、緑地その他これらに類するものにあつては、平面図) 4 建築物にあつては、各階平面図 5 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書	正本 1部 副本 1部
適合証の交付の請求 (条例第18条関係)	適合証交付請求書 (規則様式第5)	ア 特定施設整備計画届出書を提出し、条例で定める基準に適合する旨の通知書の交付を受けているとき 1 適合状況項目表(規則様式第2) 2 通知書の写し イ ア以外るとき 1 適合状況項目表(規則様式第2) 2 付近見取図 3 配置図(道路又は公園、緑地その他これらに類するものにあつては、平面図) 4 建築物にあつては、各階平面図 5 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書	正本 1部
実施状況の報告 (条例第19条関係)	実施状況報告書 (規則様式第7)	1 適合状況項目表(規則様式第2)	正本 1部

届出又は請求 の取下げ	取下げ届 (参考様式 1)	なし	正本 1部
工事の取りや め	取りやめ届 (参考様式 2)	1 通知書 2 届出等の副本	正本 1部

様式 2

第 号
年 月 日

(請求者の氏名)

○ ○ ○ ○ 様

○ ○ 市 長

適合証の交付について（通知）

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 3 3 号。以下「条例」という。）第 1 8 条第 1 項の規定による○年○月○日付けの請求については、条例第 1 1 条第 1 項の整備基準に適合していると認められますので、条例第 1 8 条第 2 項の規定により、下記の特設施設について、適合証を交付します。

なお、適合証は、特設施設の玄関等のよくわかる位置に掲示してください。

記

特設施設

1 名称

○○○○○○○

2 所在地

○○○○○○○

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 3

第 号
年 月 日

(請求者の氏名)

○ ○ ○ ○ 様

○ ○ 市 長

適合証の不交付について（通知）

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 3 3 号）第 1
8 条第 1 項の規定による○年○月○日付けの請求について、内容を審査しましたが、
下記のとおり適合証は交付しません。

記

1 特定施設の名称及び所在地

○○○○○○○

○○○○○○○

2 適合証を交付しない理由

○○○○○○○

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

参考様式 1

取 下 げ 届

○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

届出又は請求をした者の住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 3 3 号）第○条
第○項の規定による下記の届出又は請求は、取下げます。

記

- 1 届出又は請求年月日
○年○月○日
- 2 特定施設の名称及び所在地
- 3 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

市町村受付欄	受付欄	受付欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	
係員	係員	係員	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

参考様式 2

取 り や め 届

○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

通知等を受けた者の住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

下記の工事を取りやめました。

記

- 1 通知等の番号及び年月日
- 2 特定施設の名称及び所在地
- 3 取りやめ理由

(本欄には記入しないでください。)

市町村受付欄	受付欄	受付欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	
係員	係員	係員	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。